



2022年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社テレビ朝日ホールディングス  
代 表 者 代表取締役会長・CEO 早河 洋  
コード番号 9409（東証プライム市場）  
問合せ先 取締役 篠塚 浩  
(TEL 03-6406-1115)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月30日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染症拡大や自然災害など予測不能な社会情勢の変化に対応することは、株主の皆さまの利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条の変更を行うものであります。なお、本定款一部変更に関しては、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ①参考書類等インターネットを利用する開示（現行定款第16条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。

- ②変更案第 16 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ③変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は、期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容  
別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 29 日

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 本社は、認定放送持株会社として、次の事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)、その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4. 電子機器、情報通信機器およびコンピュータのソフトウェアの販売ならびにその利用技術の開発、指導</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(開催、招集)</p> <p>第 13 条 本社の定時株主総会は、毎年 6 月に、東京都の特別区内で招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(参考書類等インターネットを利用する開示)</u></p> <p>第 16 条 本社は、株主総会参考書類、計算書類、<u>連結計算書類および事業報告の記載または表示すべき事項にかかわる情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>4. 電子機器、情報通信機器、<u>記憶媒体</u>およびコンピュータのソフトウェアの販売ならびにその利用技術の開発、指導</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(開催、招集)</p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、本社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

(新設)

(電子提供措置等)

第 16 条 本社は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(新設)

(附則)

1. 変更前定款第 16 条(参考書類等インターネットを利用する開示)の削除および変更後定款第 16 条(電子提供措置等)の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末までの日を開催日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。

3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。